



【申請の手引き】 申請前にご確認ください！

よくある
まちがいでING集

補助金の申請をされる前に、必ず知っておいていただきたい6つの事例をまとめました。
間違いがあった場合、申請を受理できませんので必ずご確認をお願いいたします。

よくある間違い 1

交付決定日より前の日付で、契約・発注・着工等をしてしまうケース

交付決定日以前の「契約・発注・着工等」は補助金の交付対象とはなりません。工事の契約や発注・着工は交付決定通知に記載されている交付決定日以降に行ってください。

また、申請前にすでに工事が終わっていたり、納品・支払いが済んでいる事業も補助金交付の対象外となります。

よくある間違い 2

「交付申請書」が1枚目しか提出されないケース

交付申請書(様式第1)は2枚で一式の書類です。

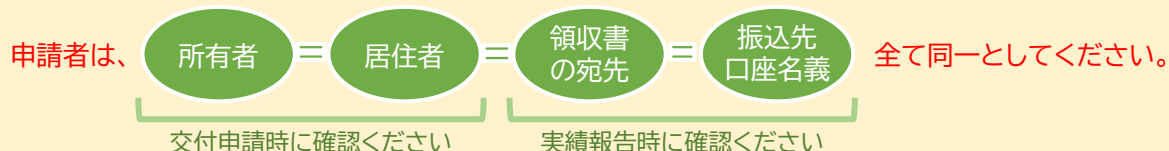
2枚目に連絡先の記入欄があるため、1枚目しか提出されなかった場合は一切の連絡が取れなくなってしまいます。必ず2枚を併せてご提出ください。

よくある間違い 3

改修する住宅の所有者(居住者)が申請者でないケース

申請者は改修する住宅の所有者で、その住宅に居住している必要があります(賃貸は除く)。

また、補助金は申請者に振り込まれますので、所有者(所有予定者)、居住者(居住予定者)、領収書の宛先(工事代金の支払者)、補助金の振込先口座名義は、全て同一となっている必要があります。



よくある間違い 4

出荷証明書を環境共創イニシアチブ(以下S I I)の指定フォーマットで発行できないケース

工事・支払いが完了した後は、実施の確認・審査を行うため「実績報告書」をご提出いただきます。その「実績報告書」の提出書類の中に「出荷証明書」がありますが、こちらはSII指定のフォーマットで作成をお願いしています。

工事開始後に、SII指定のフォーマットでは業者が「出荷証明書」を発行できなかったという事例もありますので、必ず事前の確認をお願いいたします。



着工前写真の撮り忘れや、交付決定番号を入れずに撮影してしまうケース

工事が正しく実施されていることを示すため、着工前と工事完了後のそれぞれを撮影した写真が必要となります。特に着工前の写真では、交付決定日より前に着工していないことを証明いただくことが重要です。写真を撮影する際は、必ず**交付決定番号(下6桁)**を記載したボードを含めて撮影をお願いいたします。

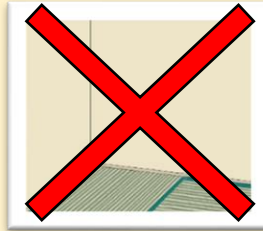


着工前写真とは…

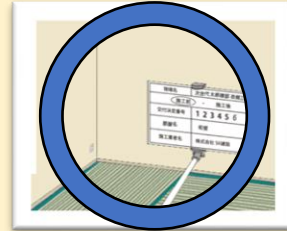
内装や内壁を解体・撤去する前の状態を、カラーで撮影した写真をさします。



内装の壁紙が剥がされて解体に着手している



交付決定番号が分かるボードが入っていない



改修部位・交付決定番号が鮮明に確認でき、工事を着工していない

気をつけるポイント！

交付決定番号が判別できるようにボードを写しこみましょう
もしボード内の文字が読みづらい場合は、拡大した写真や別のアングルで撮影した写真をご用意ください

提出図面が足りないケース

改修を行う補助対象製品によって、提出いただく図面等は種類が異なります。適切な審査を行うため、下表にあります提出書類一覧に応じて建築図面等の提出をお願いいたします。

★申請時に提出する必要な建築図面等一覧（改修部位別）

	平面図	展開図・伏図	求積表
断熱パネル	○	○	○
潜熱蓄熱建材	○	○	○
断熱材	○	○	○
防災ガラス窓	○		
窓	○		
玄関ドア	○		
調湿建材	○	○	○

※ 外張り断熱で改修を行う場合は、立面図・矩計図・断面図も必要です。

詳細につきましては、公募要領のご確認をお願いいたします。